

## 中部運輸局自動車交通部

令和5年3月1日

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 旅客第一課

担当：小松田、榊原、酒井

TEL 052-952-8035

一般乗合バスの上限運賃の変更認可について  
(名阪近鉄バス株式会社：普通回数旅客運賃(回数券))

名阪近鉄バス株式会社から令和4年12月21日付けで申請のありました一般乗合旅客自動車運送事業における上限運賃の変更認可申請について、本日(令和5年3月1日)、申請のとおり認可しましたのでお知らせいたします。

1. 申請者 申請者名：名阪近鉄バス株式会社  
代表者：取締役社長 田端 英明  
所在地：名古屋市中村区名駅三丁目21番7号

2. 申請の概要 ①適用する路線  
名阪近鉄バス株式会社 一般バス路線全線

## ②申請の内容

次に掲げる上限運賃の額の変更

	現行	申請
回数旅客運賃のうち、 普通回数旅客運賃	11枚綴り 9.0%引き	10枚綴り 0%引き

※普通回数旅客運賃(回数券)は、割引率の最も低いもの(割引を行わないものを含む)が上限認可の対象となり、これを基礎として券片数等の異なる回数に応じて設定される額が上限認可額とみなされます。

3. 実施予定日 令和5年4月1日

## 4. お問い合わせ先

変更となった回数券の詳細につきましてご不明な点等ございましたら、名阪近鉄バス株式会社までお問い合わせ願います。

名阪近鉄バス株式会社 乗合バス営業部

電話0584-81-3326(午前9時から午後6時まで 土日祝を除く)